



愛媛県報

発行 愛 媛 県

平成25年 8月23日金曜日 第2498号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県手数料条例の規定による手数料の金額等を定める規則の一部を改正する規則.....（畜産課）... 642

告 示

地籍調査の成果の認証.....（農政課）... 643

肥料登録有効期間の更新.....（農産園芸課）... 643

保安林の指定施業要件を変更する件に係る揭示.....（森林整備課）... 643

公共測量の実施の通知.....（道路維持課）... 643

建築基準法に基づく指定構造計算適合性判定機関の指定の一部改正.....（建築住宅課）... 643

建設業者の許可の取消し.....（東予地方局管理課）... 644

土地改良区役員の就退任の届出.....（中予地方局農村整備第一課）... 644

介護員養成研修事業者の指定.....（南予地方局地域福祉課）... 644

新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....（南予地方局農村整備課）... 644

道路の区域変更（県道八幡浜保内線）.....（南予地方局八幡浜土木事務所）... 645

道路の供用開始（ " ）.....（ " ）... 645

道路の供用開始（一般国道 380 号）.....（南予地方局大洲土木事務所）... 645

道路の供用開始（県道長浜中村線）.....（ " ）... 645

道路の供用開始（県道長浜保内線）.....（ " ）... 645

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....（男女参画・県民協働課）... 646

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告（ 3 件 ）.....（ " ）... 646

技能検定の合格者.....（労政雇用課）... 647

規 則

○愛媛県規則第42号

愛媛県手数料条例の規定による手数料の金額等を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年 8月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県手数料条例の規定による手数料の金額等を定める規則の一部を改正する規則

愛媛県手数料条例の規定による手数料の金額等を定める規則（平成12年愛媛県規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（規則で定める手数料の金額）</p> <p>第 1 条 省略</p> <p>2 条例別表 4 の表27の項の右欄の規則で定める金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1)～(11) 省略</p> <p><u>(12) ヨーネ病リアルタイムPCR法による検査 1頭につき2,200円</u></p> <p>(13) 省略</p> <p>3～6 省略</p>	<p>（規則で定める手数料の金額）</p> <p>第 1 条 省略</p> <p>2 条例別表 4 の表27の項の右欄の規則で定める金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1)～(11) 省略</p> <p>(12) 省略</p> <p>3～6 省略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第953号

次の地籍調査の結果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成25年 8月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

Table with 4 columns: 実施者, 地 域, 調 査 期 間, 成 果 の 名 称. Rows include 松前町, 宇和島市, 宇和島市.

2 認証年月日

平成25年 8月23日

○愛媛県告示第954号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

平成25年 8月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

Table with 7 columns: 登録有効期限, 登録番号, 肥料の種類, 肥料の名称, 保証成分量(%), その他の規格, 生産業者の氏名又は名称及び住所.

○愛媛県告示第955号

保安林の指定施業要件を変更する件（平成25年 4月農林水産省告示第1167号）に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を鬼北町役場の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成25年 8月23日

○愛媛県告示第957号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の5第2項の規定により株式会社建築構造センターから構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、建築基準法に基づく指定構造計算適合性判定機関の指定（平成23年10月愛媛県告示第1252号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成25年 8月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

Table with 3 columns: 保安林の所在場所, 不明又は所在が不明である通知の相手方, 備 考. Rows include 北宇和郡鬼北町大字北川1219, 北宇和郡鬼北町大字北川1363, etc.

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び鬼北町役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第956号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年 8月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
2 作業期間 平成25年 8月26日から平成26年 1月31日まで
3 作業地域 松山市（一部）

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
2 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地		2 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地	
名 称	事務所の所在地	名 称	事務所の所在地
省略		省略	
		広島事務所	広島県広島市中区八丁堀15番 6号
省略		省略	

○愛媛県告示第958号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成25年 8月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 とな った 事 実
(特-22)第2761号	平成23年 3月11日	(株)曾我部組	曾我部栄治	四国中央市土居町入野23 7-2	平成25年 7月1日	造園工事業	建設業の廃止 (一部)
(般-20)第16463号	平成21年 3月23日	中村汽船(株)	中村 勝彦	今治市伯方町北浦甲1242	平成25年 7月8日	土木工事業 とび・土工工事業 石工事業、鋼構造物工事業 しゅんせつ工事業 塗装工事業、造園工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般-24)第13885号	平成24年 12月11日	里野サッシ	里野 俊道	今治市中寺853-13	平成25年 7月10日	ガラス工事業 建具工事業	建設業の廃止
(般-22)第15759号	平成22年 6月23日	亀田工業	亀田 伸	今治市宮下町3-甲1536	平成25年 7月10日	左官工事業	建設業の廃止
(般-24)第15021号	平成24年 5月24日	石村左官	石村 元晴	四国中央市川之江町2207	平成25年 7月11日	左官工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第959号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東温市北方土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成25年 8月23日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
監 事	松 川 茂	東温市北方3035番地 2

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
監 事	露 口 守 忠	東温市北方805番地 4

○愛媛県告示第960号

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第2号の規定により、次のとおり介護員養成研修事業者を指定した。

平成25年 8月23日

愛媛県南予地方局長 三 好 伊佐夫

介護員養成研修事業者の名称又は氏名	介護員養成研修事業者の所在地又は住所	研修の課程	指 定 年 月 日
医 療 法 人 忍 風 会	愛媛県大洲市徳森1512番地 1	介護職員初任者研修課程	平成25年 8月13日

○愛媛県告示第961号

宇和島市土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（維持管理）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成25年 8月23日

愛媛県南予地方局長 三 好 伊佐夫

1 縦覧に供すべき書類の名称

(1) 宇和島市土地改良区 土地改良事業（維持管理）計画書の写し

(2) 宇和島市土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成25年 8月23日から 9月24日まで

3 縦覧場所

宇和島市役所本庁

○愛媛県告示第962号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成25年 8月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	八幡浜保内線	八幡浜市向灘3086番6地先から 同市向灘3091番4地先まで	旧	メートル 4.8～6.8	キロメートル 0.269	
			新	7.5～9.2	0.269	

○愛媛県告示第963号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成25年 8月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	八幡浜保内線	八幡浜市向灘3086番6地先から 同市向灘3091番4地先まで	平成25年 8月23日

○愛媛県告示第964号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成25年 8月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	380号	喜多郡内子町小田640番1から 同町小田641番5まで	平成25年 8月23日
”	”	喜多郡内子町本川1927番6から 同町日野川7番1まで	”

○愛媛県告示第965号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成25年 8月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	長浜中村線	大洲市長浜町下須戒甲1826番3地先から 同町下須戒甲1850番地先まで	平成25年 8月26日

○愛媛県告示第966号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年 8 月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	長浜保内線	大洲市長浜町下須戒甲1829番 2 から 同町下須戒甲1829番 2 地先まで	平成25年 8 月26日

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年 8 月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成25年 8 月 8 日	NPO法人 こころ	白 石 康	松山市辻町10番21号	この法人は、心身・精神・身体障害者、災害遺児及び飢餓に苦しむ子ども、災害又は疾病により高額医療費を必要とする子どもを対象に、健やかに地域社会で暮らせるよう社会の理解と支援を得るための事業及び啓蒙活動を行い、健全な地域社会づくり及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年 8 月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成25年 7 月30日	特定非営利活動法人 愛媛県ケアプラン研究会	井 上 和 弘	松山市持田町4丁目6番3号	この法人は、地域社会に住む人々に対して、認知症になっても、障害があってもその地域でその人らしく暮らせることを支援し、共に学びあって共生社会の実現に寄与することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年 8 月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成25年 8 月 2 日	特定非営利活動法人 自立生活センター松山	中 村 久 光	松山市萱町2丁目8番2号	本会は、様々な人々が共に生活していく社会の実現を図るため、障害者や高齢者が自立した生活を営んでいくための支援に関する事業、福祉の増進に関する事業を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年 8 月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成25年 8月 8日	NPO法人 ボランティア神輿の会	平 野 昌 弘	松山市三番町二丁目 5 番地14	この法人は、地域における福祉の増進、社会教育の推進、まちづくりの推進を図り、社員による協働事業を行い、地域社会の振興に寄与することを目的とする。

○公 告

技能検定の合格者について

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき平成25年7月6日から8月11日までの間に実施した技能検定の合格者は、次のとおりである。

平成25年 8月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

造園（造園工事作業）

3 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6
A 甲 9	A 甲 11	A 甲 12	A 甲 13	A 甲 14	A 甲 15
A 甲 16	A 甲 18	A 甲 19	A 甲 20	A 甲 21	A 甲 22
A 甲 24	B 2				

鑄造（鑄鉄鑄物鑄造作業）

3 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2

機械加工（普通旋盤作業）

3 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6	A 甲 7
A 甲 8	A 甲 9	A 甲 10	D 1		

機械加工（数値制御旋盤作業）

3 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	C 1	D 1

機械加工（マシニングセンタ作業）

3 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6
A 甲 7	A 甲 8	A 甲 9	A 甲 10	A 甲 11	A 甲 12
A 甲 13	A 甲 14	A 甲 15	A 甲 16	A 甲 17	D 1

機械保全（機械系保全作業）

3 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6
A 甲 7	A 甲 8	A 甲 9	A 甲 10	A 甲 11	A 甲 12
A 甲 13	A 甲 14	A 甲 15	A 甲 16	A 甲 17	A 甲 18
A 甲 19	A 甲 20	A 甲 21	B 1	B 2	B 3

機械保全（電気系保全作業）

3 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6
A 甲 7	A 甲 8	A 甲 9	A 甲 10	A 甲 11	A 甲 12
A 甲 13	A 甲 14	A 甲 15	C 1	C 2	

電子機器組立て（電子機器組立て作業）

3 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6
A 甲 7	A 甲 8	A 甲 9	A 甲 10	A 甲 12	A 甲 13
A 甲 14	A 甲 15	A 甲 16	A 甲 17	A 甲 18	A 甲 19
A 甲 20	A 甲 21	A 甲 22	A 甲 23	A 甲 24	A 甲 25
A 甲 26	A 甲 28	A 甲 29	A 甲 30	A 甲 31	A 甲 32
A 甲 33	A 甲 34	A 甲 35	A 甲 36	A 甲 37	

電気機器組立て（シーケンス制御作業）

3 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
D 1	D 2	D 3

建築大工（大工工事作業）

3 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3

左官（左官作業）

3 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5

フラワー装飾（フラワー装飾作業）

3 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 6	A 甲 7	A 甲 8
A 甲 9	A 甲 10	A 甲 11	A 甲 12	A 甲 13	A 甲 14
A 甲 15	A 甲 16	A 甲 17	A 甲 18	A 甲 19	A 甲 20
A 甲 21	A 甲 22	A 甲 23	A 甲 25		